

第 2 7 7 回 香川県内水面漁場管理委員会次第

日 時 令和 6 年 12 月 16 日 (月)

10 時 30 分～11 時 30 分

場 所 高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県庁本館 12 階 第 1・2 会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議事録署名人の指名

4 議 題

1) 内水面漁場管理委員会の会長及び会長代理の互選について (協議)

2) 内水面漁場計画の変更について (諮問)

3) 香川県漁業調整規則の一部を改正する規則について (諮問)

4) うなぎ稚魚漁業許可の公示について (諮問)

5) 内水面の採捕許可について

6) その他

5 その他

公 聴 会

日 時 令和 6 年 12 月 16 日 (月)
10 時 40 分～11 時 10 分

場 所 高松市番町四丁目 1 番 10 号
県庁本館 12 階 第 1・2 会議室

公聴すべき案件

内水面漁場計画の変更について

香川県内水面漁場管理委員会の会長及び会長代理の互選について

1 会 長

(1) 会長の職務

漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の会長は、それぞれ、会務を総理し、会を代表する。

根拠規定：漁業法施行令第13条第1項

(2) 会長の選出方法

海区漁業調整委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する（以下、略）。

根拠規定：漁業法第173条で準用する同法第137条第2項

2 会長代理

(1) 会長代理の職務、選出方法

漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会について、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ委員が互選した者がその職務を代理する。

根拠規定：漁業法施行令第13条第2項

【参 考】 委員会の招集

海区漁業調整委員会の会議は、会長が招集する。

ただし、会長及びその職務を代理する者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及びその職務を代理する者にともに事故があるときの会議は、都道府県知事が招集する。

根拠規定：漁業法施行令第15条で準用する同法施行令第14条第1項

内水面漁場管理委員会について

- (1) 内水面漁場管理委員会委員の任期(改正法第 173 条において準用する第 143 条)
4 年 (第 22 期: 令和 6 年 12 月 1 日~令和 10 年 11 月 30 日まで)

(2) 設置規定

- 1) 地方自治法 (第 180 条の 5 第 2 項)

前項に掲げるもののほか、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、次のとおりである。

五 内水面漁場管理委員会

- 2) 漁業法 (法第 171 条第 1 項)

都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。

- (3) 所掌事務 (法第 171 条第 3 項及び第 4 項)

内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

具体的には、内水面漁業免許 (漁業権、内水面漁場計画) の諮問に対する答申、採捕許可やうなぎ稚魚漁業許可及びコイヘルペスウイルス病にかかる委員会指示等に関する協議。

- (4) 内水面漁場管理委員会委員の定数 (法第 172 条)

知事選任委員 10 人 (議会の同意は不要)

第 172 条第 1 項 内水面漁場管理委員会は、委員をもつて組織する。

第 2 項 委員は、当該都道府県の区域内に存する内水面において漁業を営む者を代表すると認められる者、当該内水面において水産動植物の採捕、養殖又は増殖をする者を代表すると認められる者及び学識経験がある者の中から都道府県知事が選任した者をもつて充てる。

第 3 項 前項の規定により選任される委員の定数は、10 人とする。

- (5) 内水面漁場管理委員会委員の兼職の禁止

(法第 173 条において準用する第 140 条)

委員は、都道府県の議会の議員と兼ねることができない。

6 水産第 147844 号
令和 6 年 10 月 10 日

香川県内水面漁場管理委員会
会長 一 見 和 彦 様

香川県知事 池 田 豊 人

内水面漁場計画の変更について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 2 項において準用することとされた第 64 条第 8 項において準用する同条第 4 項及び第 86 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

1 漁業権に関する事項

- (1) 漁場の位置及び区域
- (2) 漁業の種類
- (3) 漁業の名称及び時期
- (4) 存続期間
- (5) 区画漁業権については、
個別漁業権又は団体漁業権の別
- (6) 団体漁業権については、
その関係地区
- (7) その他必要な事項

別添のとおり

2 条件

別添のとおり

内水面漁場計画の変更（案）

令和 5 年 12 月 26 日付けで香川県ホームページに公示した内水面漁場計画（内水面漁場公示第 1 号）に、次の区画漁業権に係る事項を追加する。

計画番号 内区第203号（かき）

（1） 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市引田4373番地 1（安戸池）

イ 点の位置

基点 A 北護岸屈曲部

〃 B 北西護岸水門

〃 C 北岸の窪

〃 D 護岸・県道津田引田線交差部

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点
（北緯 34 度 14 分 40 秒、東経 134 度 23 分 43 秒）

〃 ロ CからD見通し線上イからDへ40メートルのところ
（北緯 34 度 14 分 28 秒、東経 134 度 23 分 40 秒）

〃 ハ AからB見通し線上イからBへ40メートルのところ
（北緯 34 度 14 分 41 秒、東経 134 度 23 分 41 秒）

〃 ニ AからB見通し線と平行にロから西へ40メートルのところ
（北緯 34 度 14 分 28 秒、東経 134 度 23 分 38 秒）

ウ 漁場の区域 イロ、ロニ、ニハ、ハイの 4 直線に囲まれた区域（別紙 1）

（2） 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

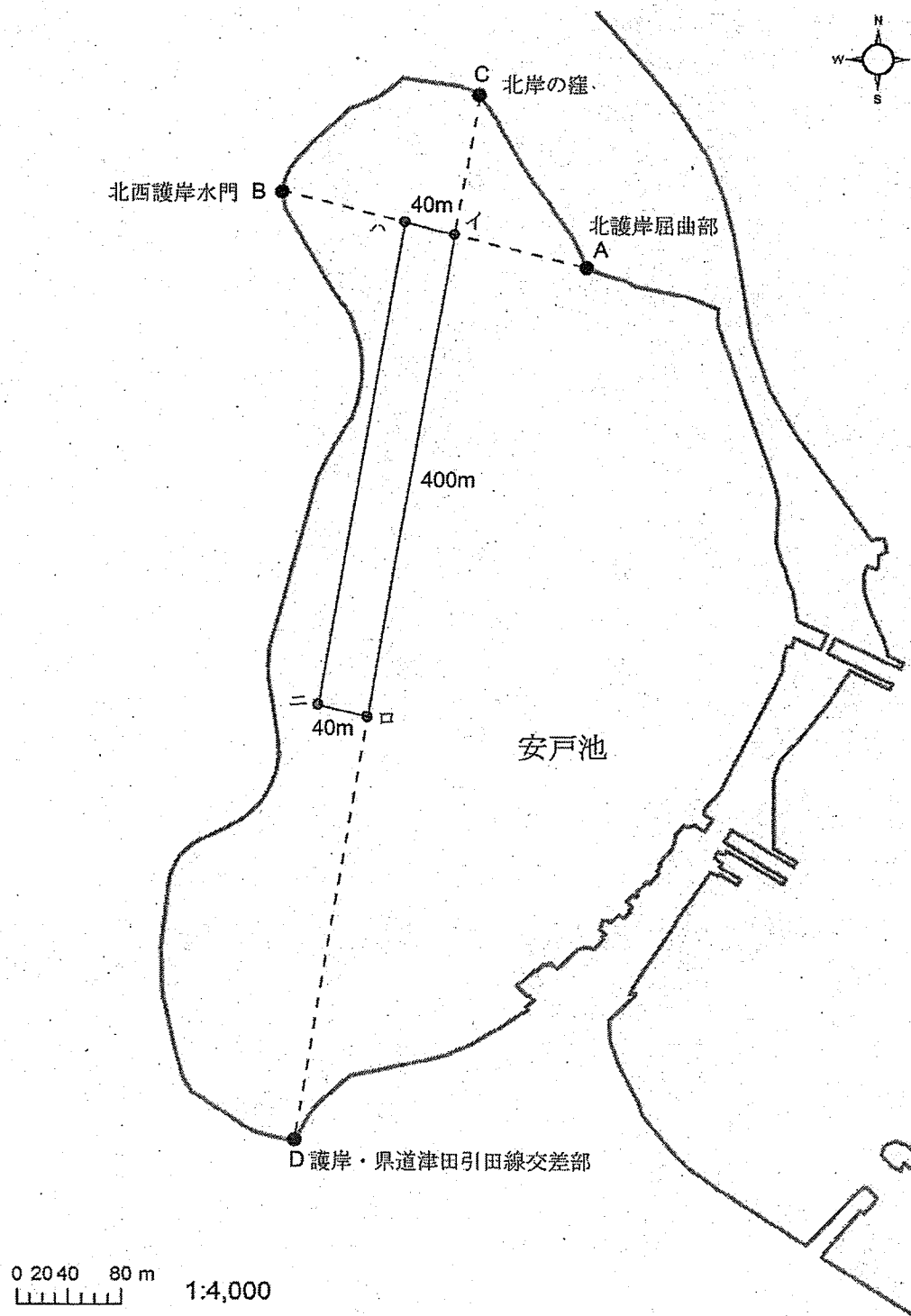
（3） 存続期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで

（4） 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

（5） 条件

ため池の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体及び管理者の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

（6） 関係地区 東かがわ市引田



事務手続きスケジュール（予定）

(1) 内水面漁場計画の変更

R6. 7. 25 : 内水面漁場管理委員会（事前協議）

R6. 7. 26～8. 26 : 利害関係人の意見聴取（県 HP で公表、資料の閲覧）

R6. 8. 22～9. 17 : 県土地改良課との協議

R6. 8. 31 : 意見聴取・検討結果の公表（県 HP）

R6. 10. 23 : 内水面漁場管理委員会（諮問）

R6. 12. 16 : 公聴会、内水面漁場管理委員会 ⇒ 知事へ答申

公示（県 HP※）、通知

※免許予定日（R7. 4. 1）、免許申請期間（R7. 1. 6-R7. 2. 14）

(2) 漁業の免許及び漁業権行使規則の認可

R7. 1 月～2 月 : 免許申請、漁業権行使規則の認可申請

R7. 3 月中旬 : 内水面漁場管理委員会へ「免許の申請」について諮問

⇒ 知事へ答申

R7. 4. 1 : 免許状交付・行使規則認可、公示（県 HP）、通知

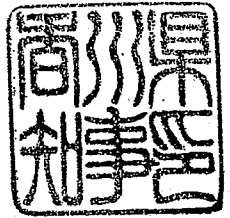
6水産第196224号

令和6年12月10日

香川県内水面漁場管理委員会

会長 一見和彦様

香川県知事 池田豊人



香川県漁業調整規則の一部を改正する規則について（諮問）

香川県漁業調整規則（令和2年香川県規則第61号）を別紙のとおり一部改正したいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第119条第8項並びに水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第7項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

香川県漁業調整規則の一部を改正する規則（案）

香川県漁業調整規則（令和2年香川県規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

第39条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。ただし、海面において第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権若しくはこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合又はあまものながれをも採捕する場合は、この限りでない。

水産動植物	禁止期間	禁止区域
1・2 略		
3 くらだい（全長6センチメートル以下のものに限る。）	略	
4～10 略		
11 あまも又はがらも	略	
12 略		

2・3 略

(衛星船位測定送信機等の備付け命令)

第46条 略

2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

第6章 罰則

第54条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(1) 第33条第1項、第34条から第38条まで、第39条第1項若しくは第3項、第41条第1項又は第42条第1項の規定に違反したとき。

(2) 第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項又は第42条第3項の規定により付けられた条件に違反したとき。

改正前

第39条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。ただし、海面において第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

水産動植物	禁止期間	禁止区域
1・2 略		
3 ちぬ（全長6センチメートル以下のものに限る。）	略	
4～10 略		
11 あじも又はがらも	略	
12 略		

2・3 略

(衛星船位測定送信機等の備付け命令)

第46条 略

第6章 罰則

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(1) 第33条第1項、第34条から第38条まで、第39条第1項若しくは第3項、第41条第1項又は第42条第1項の規定に違反した者

(2) 第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項又は第42条第3項の規定により付けられた条件に違反した者

- (3) 第23条第1項（第33条第13項において準用する場合を含む。）、第33条第13項において準用する第22条第2項、第41条第2項又は第45条第1項の規定に基づく命令に違反したとき。

2 略

第55条 第25条第1項（第43条第8項において準用する場合を含む。）、第31条、第33条第10項又は第40条第1項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、科料に処する。

- (3) 第23条第1項（第33条第13項において準用する場合を含む。）、第33条第13項において準用する第22条第2項、第41条第2項又は第45条第1項の規定に基づく命令に違反した者

2 略

第55条 第25条第1項（第43条第8項において準用する場合を含む。）、第31条、第33条第10項又は第40条第1項の規定に違反した者は、科料に処する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第54条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。次項において同じ。）は令和7年6月1日から施行する。
- 2 第54条第1項の改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

香川県漁業調整規則の一部を改正する規則（案）

香川県漁業調整規則（令和2年香川県規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

(禁止区域等)

第39条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。ただし、海面において第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合はあまものがれもを採捕する場合は、この限りでない。

水産動植物	禁止期間	禁止区域
1 あゆ	1/1 から 5/31まで	海面及び 内水面
2 うなぎ（全長20センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面及び 内水面
3 くらげ（全長6センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
4 がざみ（甲幅13センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
5 くるまえばい（体長6センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
6 あさり（殻長2.5センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
7 はまぐり（殻長3センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
8 はまぐり（殻長3センチメートルを超えるものに限る。）	6/1 から 8/31まで	海面
9 みるくい	4/21 から 11/30まで	海面

改正前

(禁止区域等)

第39条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。ただし、海面において第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

水産動植物	禁止期間	禁止区域
1 あゆ	1/1 から 5/31まで	海面及び 内水面
2 うなぎ（全長20センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面及び 内水面
3 ちぬ（全長6センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
4 がざみ（甲幅13センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
5 くるまえばい（体長6センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
6 あさり（殻長2.5センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
7 はまぐり（殻長3センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
8 はまぐり（殻長3センチメートルを超えるものに限る。）	6/1 から 8/31まで	海面
9 みるくい	4/21 から 11/30まで	海面

改正後				改正前			
10	なまこ	4/1 から 10/31まで	海面	10	なまこ	4/1 から 10/31まで	海面
11	あまも又はほんだわら	周年	海面	11	あじも又はがらも	周年	海面
12	こい（全長18センチメートル以下のも のに限る。）	周年	内水面	12	こい（全長18センチメートル以下のも のに限る。）	周年	内水面
2	第4条第1項第29号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する 場合は、前項の表の第2号の規定は適用しない。			2	第4条第1項第29号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する 場合は、前項の表の第2号の規定は適用しない。		
3	第1項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、 又は販売してはならない。			3	第1項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、 又は販売してはならない。		
	(衛星船位測定送信機等の備付け命令)				(衛星船位測定送信機等の備付け命令)		
	第46条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業 調整のため特に必要があると認めるときは、第4条第1項の許可を受けた 者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及 び送信を行う機器であつて、次の各号に掲げる基準に適合するものを用い る。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期 間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。 (1) 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるもの であること。 (2) 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。 ア 当該船舶を特定することができる情報 イ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻 (3) 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられている ものであること。				第46条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業 調整のため特に必要があると認めるときは、第4条第1項の許可を受けた 者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及 び送信を行う機器であつて、次の各号に掲げる基準に適合するものを用い る。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期 間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。 (1) 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるもの であること。 (2) 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。 ア 当該船舶を特定することができる情報 イ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻 (3) 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられている ものであること。		
2	前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係 る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。				第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万 円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (1) 第33条第1項、第34条から第38条まで、第39条第1項若しくは第3 項、第41条第1項又は第42条第1項の規定に違反したとき。 (2) 第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項又は第 42条第3項の規定により付けられた条件に違反したとき。		

改正後	改正前
(3) 第23条第1項（第33条第13項において準用する場合を含む。）、第33条第13項において準用する第22条第2項、第41条第2項又は第45条第1項の規定に基づく命令に違反したとき。 2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができ、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。 第55条 第25条第1項（第43条第8項において準用する場合を含む。）、第31条、第33条第10項又は第40条第1項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、科料に処する。	(3) 第23条第1項（第33条第13項において準用する場合を含む。）、第33条第13項において準用する第22条第2項、第41条第2項又は第45条第1項の規定に基づく命令に違反した者 2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができ、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。 第55条 第25条第1項（第43条第8項において準用する場合を含む。）、第31条、第33条第10項又は第40条第1項の規定に違反した者は、科料に処する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第54条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。次項において同じ。）は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 第54条第1項の改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

香川県漁業調整規則第 54 条及び 55 条の条文中で内水面に関する条文について

(内水面における水産動植物の採捕の許可)

第 33 条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

- (1) もんどり
- (2) 延なわ
- (3) えびすくい網
- (4) 建干網
- (5) 瀬張網
- (6) 地びき網
- (7) 投網
- (8) しばづけ
- (9) うなぎかき
- (10) かえどり (動力を利用するものに限る。)

2～9 略

10 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、前項の許可証を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。

11～12 略

13 第 8 条第 2 項、第 9 条第 2 項及び第 3 項、第 13 条、第 20 条第 3 項、第 22 条、第 23 条並びに第 26 条から第 30 条までの規定は、採捕の許可について準用する。

(漁具漁法の制限及び禁止)

第 36 条 何人も、水中に電流を通じてする漁法により水産動物を採捕してはならない。

2 略

3 何人も、内水面において次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。

- (1) まきえを使用してする漁法
- (2) 建網

(禁止区域等)

第 39 条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。ただし、海面において第 1 種共同漁業若しくは第 3 種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

水産動植物	禁止期間	禁止区域
1 あゆ	1月1日から5月31日まで	海面及び内水面
2 うなぎ（全長20センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面及び内水面
3 ちぬ（全長6センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
4 がざみ（甲幅13センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
5 くるまえばい（体長6センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
6 あさり（殻長2.5センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
7 はまぐり（殻長3センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
8 はまぐり（殻長3センチメートルを超えるものに限る。）	6月1日から8月31日まで	海面
9 みるくい	4月21日から11月30日まで	海面
10 なまこ	4月1日から10月31日まで	海面
11 あじも又はがらも	周年	海面
12 こい（全長18センチメートル以下のものに限る。）	周年	内水面

2 略

3 第1項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

（有害物質の遺棄漏せつの禁止）

第41条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。

（許可等の条件）

第13条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

3～4 略

(漁業調整等の必要による許可等の取消し等)

第 23 条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

2 略

(適格性の喪失等による許可等の取消し等)

第 22 条 略

2 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

3～4 略

香川県漁業調整規則の一部改正の概要について

1. 趣旨

刑法及び漁業関係法令の改正に伴い、香川県漁業調整規則（以下、「規則」という。）の一部改正をするもの。今回の改正に併せて、規則中の水産動植物の名称の変更及びアマモの流れ藻の採捕の解禁を予定している。

規則の改正にあつては、漁業法第119条第8項及び水産資源保護法第4条に基づき、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないことから、今回意見を聴くもの。

2. 改正内容（予定）

別紙資料のとおり。

3. 改正理由（概要）

①水産動植物の名称の変更（規則第39条第1項の表） ㊦

規則中に規定されている水産動植物の名称は、基本的に標準和名又は総称で記載されているが、地方名及び古い呼称で記載されているものについて、それぞれ採捕禁止の対象の明確化及び同表中の他の水産動植物の名称の整理に合わせて変更するもの。

②アマモの流れ藻の採捕の解禁（規則第39条第1項） ㊦

アマモは有用水産資源の産卵場や成育場となっていることから、これまで流れ藻を含め、その採捕を禁止していた。近年、漁業者等によるアマモ場造成活動の相談の増加を受けて、当該活動以外で利用されることのない“アマモの流れ藻”について、その採捕の制限を解除するもの。

③漁業法改正に伴う条項の追加（規則第46条第2項） ㊦

漁業法及び流適法の一部を改正する法律が令和6年6月26日に公布され、このうち、漁業法第52条に1項を加える改正規定は令和6年7月16日に施行された。当該改正に伴い、規則に新たな条項を追加するもの。

今回追加する条項は漁業法に規定されているものであるが、令和2年の漁業法改正以降、一連の手続きや規制の内容については、確認的に規則にも規定するようになっている。

④刑法改正に伴う文言の変更（規則第54条第1項） ㊦・㊧

刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日に施行され、「拘禁刑」が創設されることに伴い、規則中の関係する条文の文言を変更するもの。

⑤文言の適正化（規則第 54 条第 1 項、規則第 55 条） ⑤・⑥

両罰規定の対象となる規定について、自然人を対象とすることを明確化するもの。

4. 今後のスケジュール

12 月 16 日 諮問・答申（県⇄内水面漁場管理委員会）

翌 1 月以降 事前協議（県⇄国）

翌 2 月以降 認可申請・認可（県⇄国）

翌 3 月以降 告示（県）

うなぎ稚魚漁業許可の公示について

1 趣旨

漁業法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項により、知事は漁業の許可をしようとするときは、当該許可の制限措置を定め、その内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないため、「うなぎ稚魚漁業」の許可の公示を行うもの。

2 許可の公示内容

資料 4-2、4-3 のとおり

3 今後のスケジュール

12 月 16 日 香川県内水面漁場管理委員会（公示内容の諮問）

→答申後、速やかに許可の公示

12 月 17 日から翌年 1 月 16 日まで 申請受付

翌年 1 月 17 日以降 許可証交付

6 水産 198741-1 号

令和 6 年 12 月 11 日

香川県内水面漁場管理委員会

会長 一見和彦様

香川県知事 池田豊人

うなぎ稚魚漁業（火光利用たも網）許可の公示について（諮問）

このことについては、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 3 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置
別添資料のとおり
- 2 許可の条件
別添資料のとおり
- 3 許可の有効期間
令和 7 年 2 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日まで
- 4 申請期間
令和 6 年 12 月 17 日から令和 7 年 1 月 16 日まで

以上

1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	漁業者の数	漁業を営む者の資格
火光利用 たも網	古川 (別添図 1 のとおり)、湊川	2 月 1 日から 4 月 30 日まで	1	県内に住所を有し、農林水産大臣からうなぎ養殖業の許可を受けて自己の営むうなぎ養殖業に係る養殖用種苗を自給する者であって、前年度に香川県知事からうなぎ稚魚漁業許可を受けていた者
	東かがわ市小海川本支流、古川東側排水口、中川		1	
	さぬき市志度、末、鴨庄、小田、鴨部内の河川、綾川から青海川に至る河川		1	
	綾川から青海川に至る河川、香東川、春日川、鴨部川、さぬき市志度、末内の河川、東かがわ市小海川本支流、古川東側排水口、中川		1	
	神谷川及び明神川 (別添図 2 のとおり)、土器川、神在の鼻から坂出市王越まで、高松市郷東町長間尻水門、高松市北浜町、城東町地先海面		1	
	番屋川、相引川、春日川西堤防西内側より西岸壁詰田川鉄橋まで		1	
	相引川、同右岸から浦生港までの河川、綾川、新川、春日川、香東川、本津川		1	
	高松市神在鼻から香西港、相引川、坂出市江尻水門、同大番水門東側、香東川、詰田		1	

	川（琴電の鉄橋から上流）		
	神谷川及び明神川（別添図2のとおり）、土器川、神在の鼻から坂出市王越まで、高松市郷東町長間尻水門、高松市朝日町地先海面	1	
	観音寺市、三豊市内の河川（三豊市田井川については別添図3のとおり）、鳴川幹線排水路（別添図4のとおり）、豊浜港（別添図5のとおり）	2	
	観音寺市、三豊市内の河川（三豊市田井川については別添図3のとおり）	1	
	丸亀市金倉川、西汐入川、新内水門、宇多津町大東川、多度津町桜川、弘田川、坂出市江尻水門	1	
	丸亀市金倉川、西汐入川、土器川、新内水門、宇多津町大東川、多度津町桜川、弘田川、坂出市江尻水門	1	
	綾川新開潮止堰（別添図6のとおり）	1	

2 許可の条件

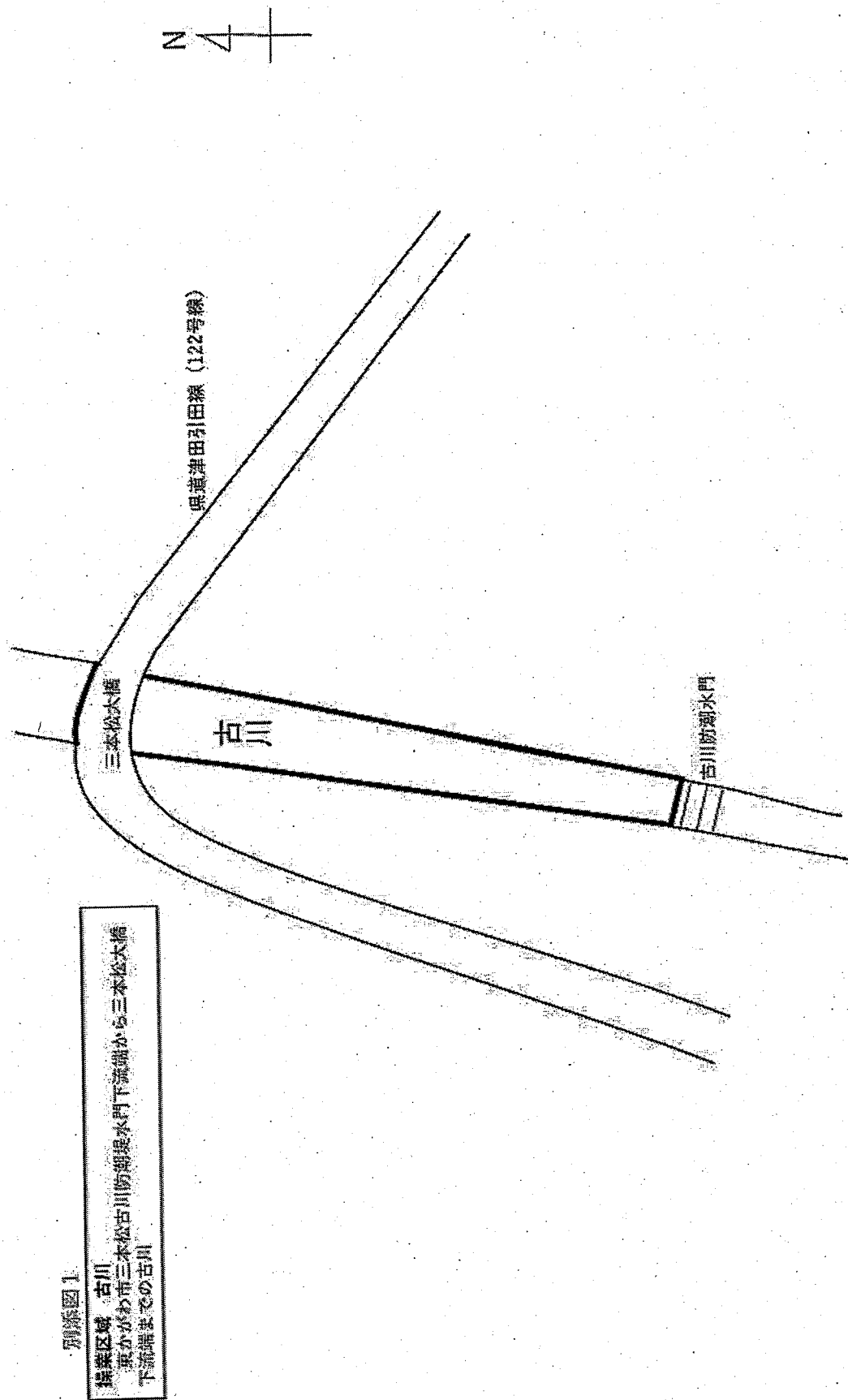
- (1) 国又は、地方公共団体等が行う公共事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 「うなぎ稚魚（13センチメートル以下のもの、以下同様）」以外を採捕してはならない。
- (3) 採捕した「うなぎ稚魚」は他に売却譲渡してはならない。
- (4) 「うなぎ稚魚」養殖のための養殖池を完備のうえ採捕しなければならない。
- (5) 同業者間の申し合わせ事項を厳守のうえ採捕しなければならない。
- (6) 他種漁業者と協調して採捕しなければならない。
- (7) 県の指示する様式により採捕量と池入れ量を報告しなければならない。
- (8) 大臣許可を受けた池入れ数量を越えて、「うなぎ稚魚」を採捕してはならない。
- (9) 採捕従事者は別記のうなぎ稚魚漁業採捕従事者証を携帯するものとする。
- (10) 採捕した「うなぎ稚魚」は、その年の7月31日まで養殖しなければならない。
- (11) 漁業権漁業の区域内では、その漁業の妨害をしてはならない。

(別記)

(表)

(裏)

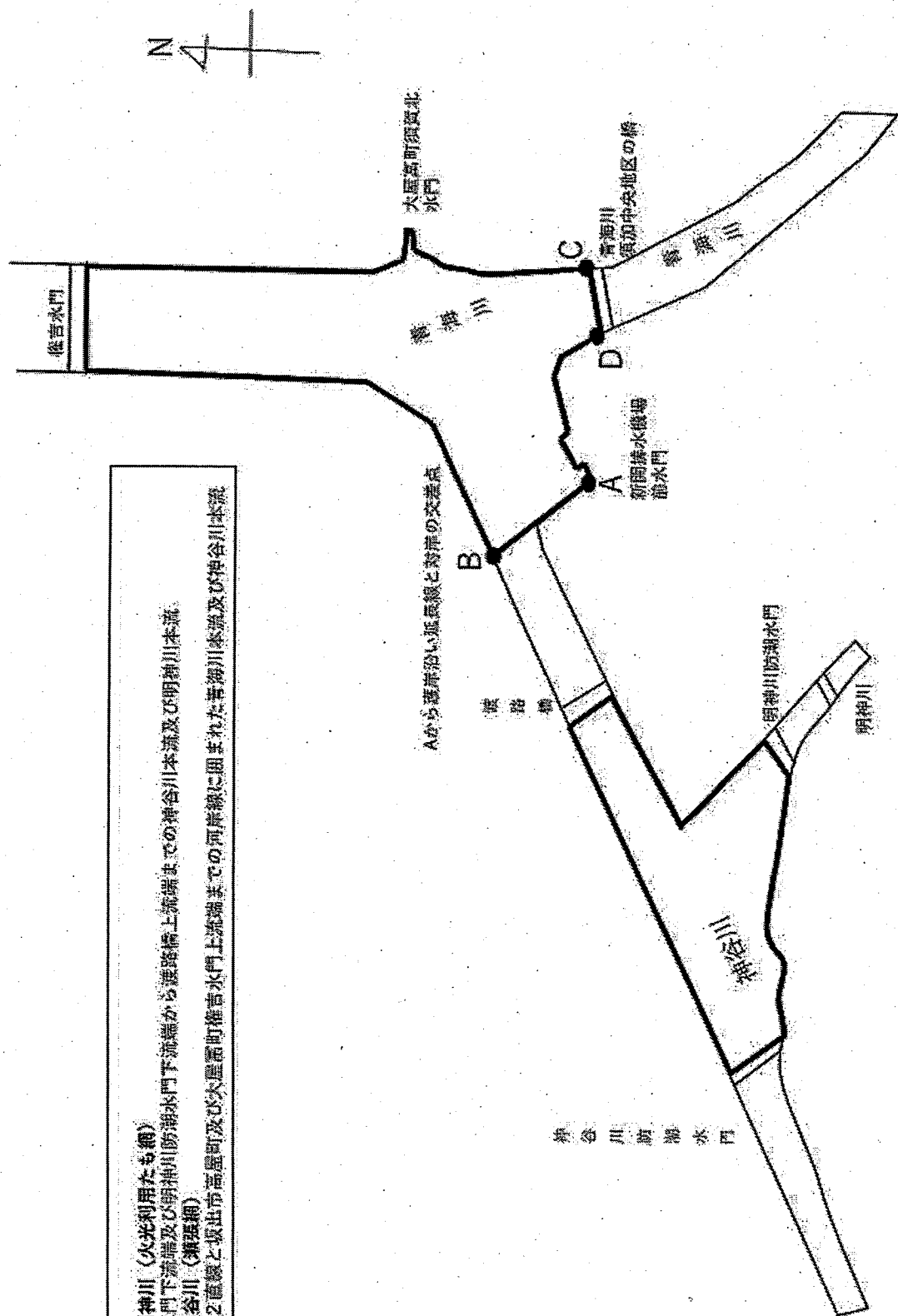
年うなぎ稚魚漁業採捕従事者証		第 - 号	
写真 貼付	許可の有効期間	年 月 日	年 月 日
	年 月 日から同年 月 日まで 操業区域		
氏名	香 川 県	県 印	
採捕従事者		住 所	
生年月日		年 月 日	
許可名義人氏名		(許可番号第)	
漁業種類			

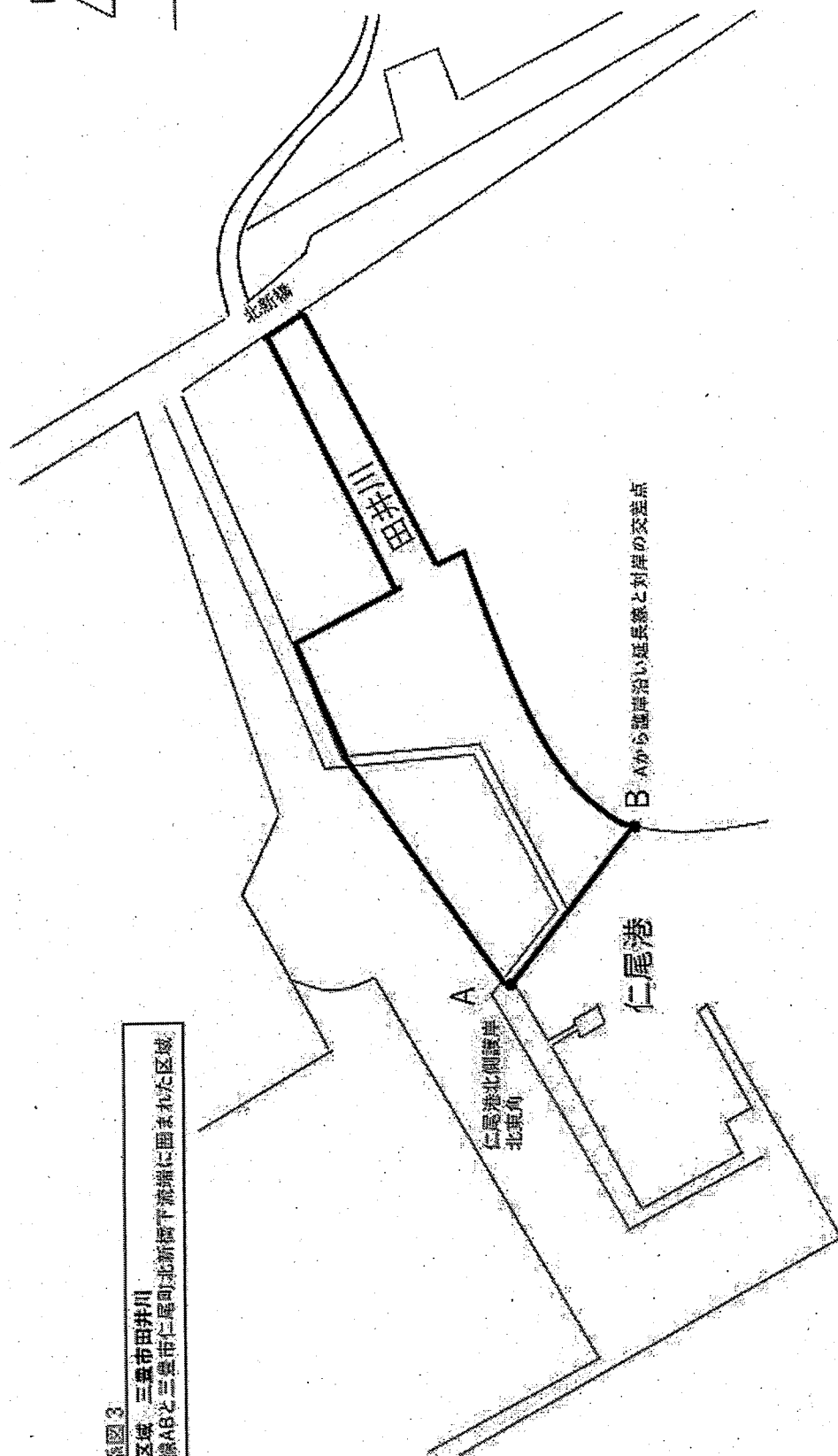
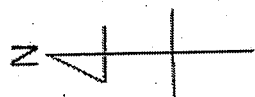


別添図2

操業区域

- ・ 神谷川及び明神川（久光利用たも網）
- ・ 神谷川防潮水門下流端及び明神川防潮水門上流端までの神谷川本流及び明神川本流。
- ・ 青海川及び神谷川（瀬田網）
- ・ AB及びCDの2直線と坂田市高屋町推吉水門上流端までの河岸線に囲まれた青海川本流及び神谷川本流



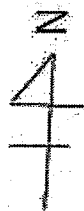


別添図3

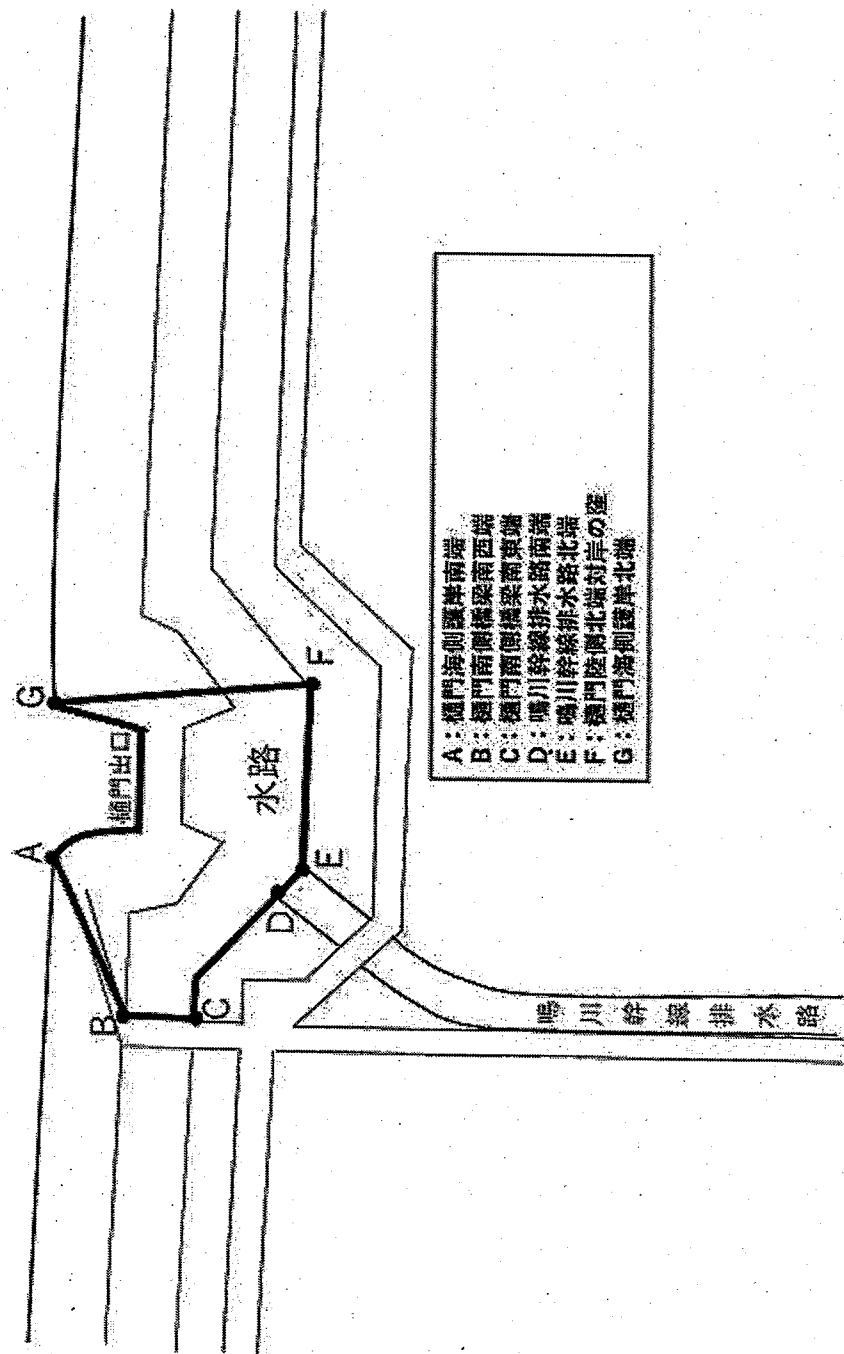
事業区域：三豊市田井川
直線ABと三豊市仁尾町北新橋下流端に囲まれた区域

別添図4

操業区域 鳴川幹線排水路
直線AB、BC、CD、DE、EF、FGと樋門出口に囲まれた水面



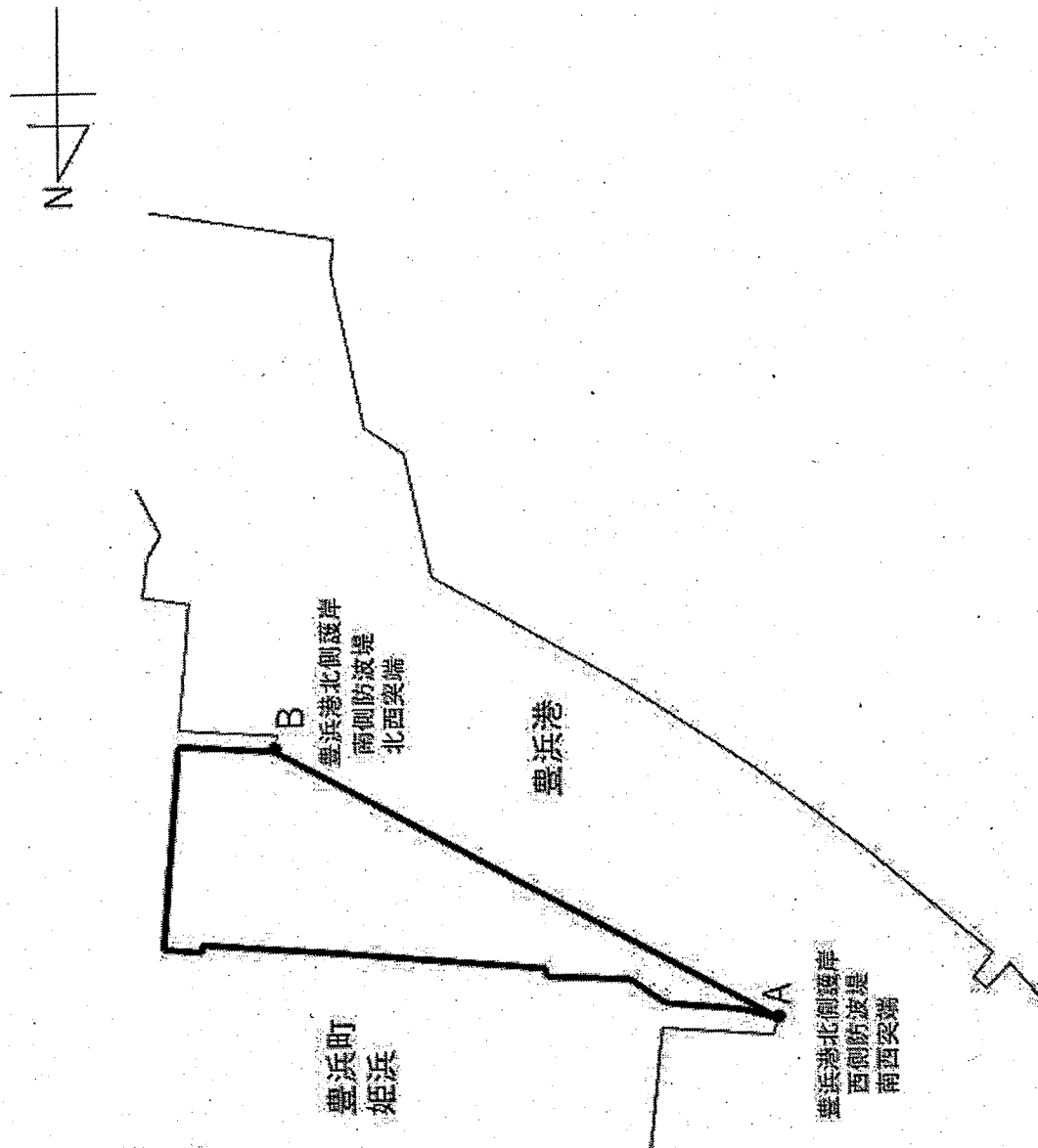
懸灘



- A: 樋門海側護岸南端
- B: 樋門南側橋梁南西端
- C: 樋門南側橋梁南東端
- D: 鳴川幹線排水路南端
- E: 鳴川幹線排水路北端
- F: 樋門陸側北端対岸の崖
- G: 樋門海側護岸北端

別添図 5

陸奥区域 豊浜港
 区域ABと最大高潮時海岸線に囲まれた区域



6 水産 198771-1 号

令和 6 年 12 月 11 日

香川県内水面漁場管理委員会

会長 一 見 和 彦 様

香川県知事 池 田 豊 人

うなぎ稚魚漁業（瀬張網）許可の公示について（諮問）

このことについては、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 3 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置
別添資料のとおり
- 2 許可の条件
別添資料のとおり
- 3 許可の有効期間
令和 7 年 2 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日まで
- 4 申請期間
令和 6 年 12 月 17 日から令和 7 年 1 月 16 日まで

以上

1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	漁業者の数	漁業を営む者の資格
瀬張網	鴨部川 (別添図7のとおり)	2月1日から 4月30日まで	1	県内に住所を有し、農林水産大臣からうなぎ養殖業の許可を受けて自己の営むうなぎ養殖業に係る養殖用種苗を自給する者であって、前年度に香川県知事からうなぎ稚魚漁業許可を受けていた者
	土器川、青海川及び神谷川 (別添図2のとおり)		2	
	相引川		1	
	相引川、綾川、新川、春日川、香東川、本津川		1	
	住吉川、香西北小川		1	
	大束川、弘田川		1	
	金倉川、西汐入川		1	

2 許可の条件

- (1) 国又は、地方公共団体等が行う公共事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 「うなぎ稚魚 (13センチメートル以下のもの、以下同様)」以外を採捕してはならない。
- (3) 採捕した「うなぎ稚魚」は他に売却譲渡してはならない。
- (4) 「うなぎ稚魚」養殖のための養殖池を完備のうえ採捕しなければならない。
- (5) 同業者間の申し合わせ事項を厳守のうえ採捕しなければならない。
- (6) 他種漁業者と協調して採捕しなければならない。
- (7) 県の指示する様式により採捕量と池入れ量を報告しなければならない。

- (8) 大臣許可を受けた池入れ数量を越えて、「うなぎ稚魚」を採捕してはならない。
- (9) 採捕従事者は別記のうなぎ稚魚漁業採捕従事者証を携帯するものとする。
- (10) 火光利用によるうなぎ稚魚漁業許可を受けなければならない。
- (11) 採捕従事者は火光利用によるうなぎ稚魚漁業と同一の者とする。
- (12) 採捕した「うなぎ稚魚」は、その年の7月31日まで養殖しなければならない。
- (13) 漁業権漁業の区域内では、その漁業の妨害をしてはならない。

別添図2

操業区域

- ・ 神谷川及び明神川（火力利用たも網）
- ・ 神谷川防潮水門下流端及び明神川防潮水門下流端から渡路橋上流端までの神谷川本流及び明神川本流
- ・ 青海川及び神谷川（捕魚網）
- ・ AB及びCDの2直線と坂出市高屋町及び大屋富町佐吉水門上流端までの河川線に囲まれた青海川本流及び神谷川本流

